



その他の事例

CASE
07

公立の図書館、スポーツ施設などのサービス向上が期待できます。
(民間事業者による公の施設の管理運営)

規制改革前

公立図書館や地方公共団体のスポーツ施設など、公の施設の管理運営を受託できるのは、地方公共団体や第3セクターなどに限られており、民間事業者は認められていませんでした。

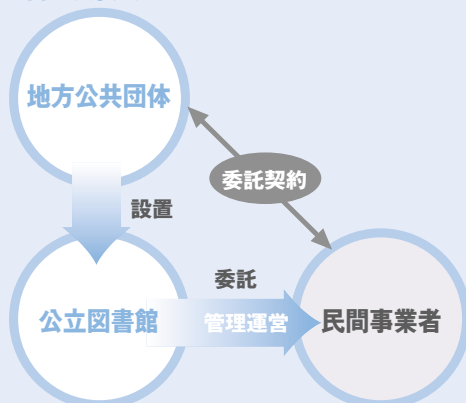
規制改革後

2003年9月に指定管理者制度が施行され、民間事業者も公立の図書館、スポーツ施設などの公の施設の管理運営ができるようになりました。

規制改革の効果

図書館やスポーツ施設における開館時間の延長が可能になるなど、公の施設を利用する者へのサービスが向上することが期待されています。

公立図書館における指定管理者制度導入のイメージ



公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果

(2004年12月27日) 総務省

●調査時点 2004年6月1日現在

●調査対象団体 都道府県、指定都市、市区町村

●調査結果の概要

①指定管理者制度が導入されている施設の数

| | | |
|------|---------|------------|
| 都道府県 | 13施設 | 合計 1,550施設 |
| 指定都市 | 380施設 | |
| 市区町村 | 1,157施設 | |

②指定管理者制度を導入した団体の数

| | | |
|------|---------------|------------------|
| 都道府県 | 10団体 (21.3%) | 合計 393団体 (12.3%) |
| 指定都市 | 9団体 (69.2%) | |
| 市区町村 | 374団体 (12.0%) | |

③指定管理者となった団体の数 841団体